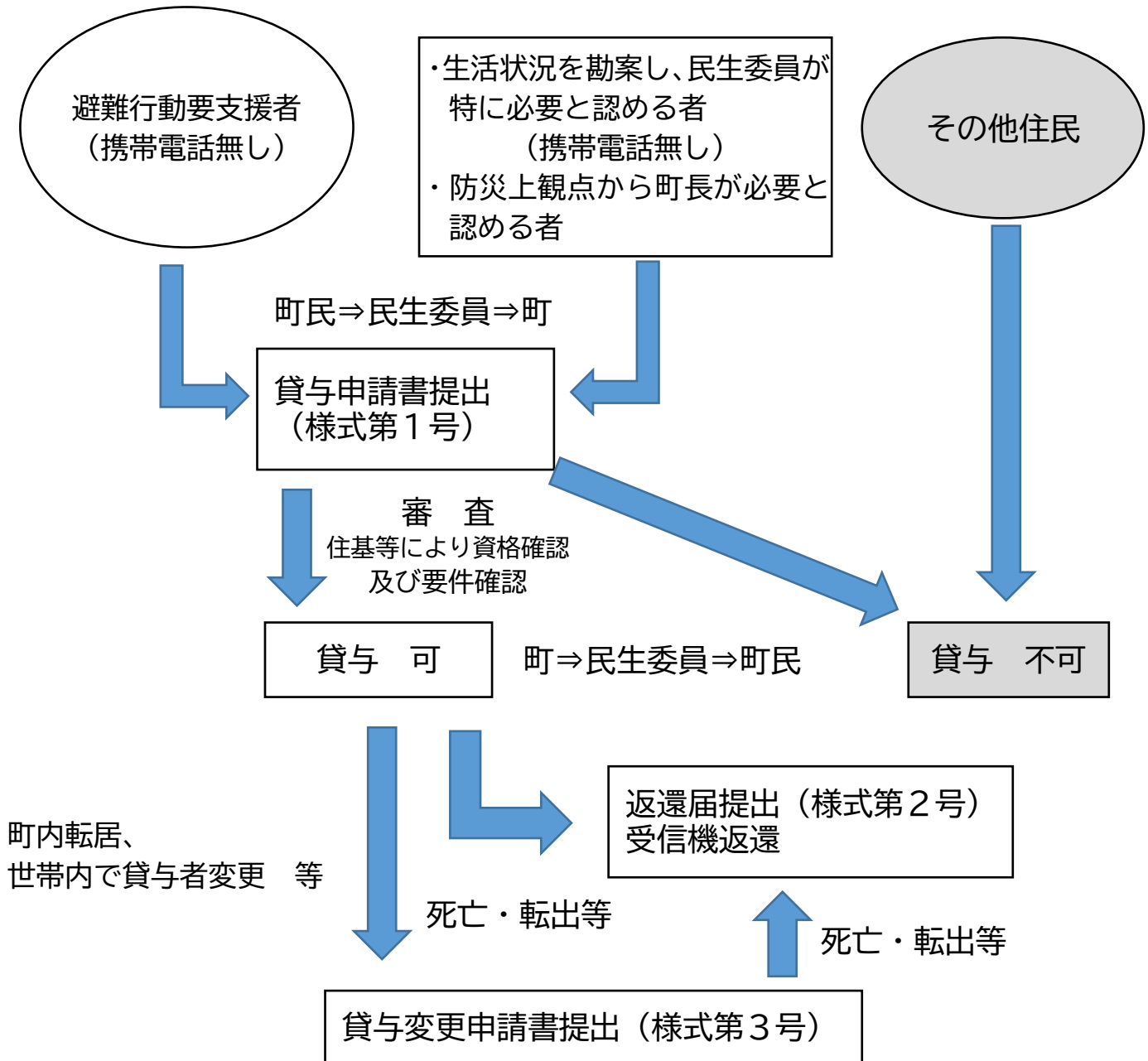


戸別受信機貸与フロー

● 雫石町防災行政無線個別受信機の貸与に関する要綱第2条

次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し、戸別受信機1台を無償貸与するものとする。ただし、生活状況等を勘案し、担当民生委員が特に必要と認めた場合及び防災上の観点から町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- ① 本町に住民登録があり、避難行動要支援者名簿に登録されていること
- ② 本人及び同居する者全員が、スマートフォンや携帯電話等による情報収集ができない状況にあること



※各申請書・返還届は、原則、民生委員を通じて町に提出するものとする。
※戸別受信機は、端末ごとに割当の管理番号により台帳管理する。
※紛失や破損の場合は速やかに報告し、賠償等を含む町の指示に従わなければならない。